

(介 74)

平成 23 年 10 月 24 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う  
厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律において、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設され、これまでの高齢者専用賃貸住宅等の登録制度は廃止される旨、本年10月18日付(介70)「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」にてご連絡申し上げているところでありますが、今般、当該法改正に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行通知が厚生労働省老健局長より都道府県知事等宛に発出されました。

改正省令等の概要といたしましては、まず、本年6月に改正された介護保険法(以下、新介護保険法と略す。)において、有料老人ホームの定義に該当するサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに入居する被保険者については、住所地特例の適用があるとされていることに伴い、新介護保険法の施行前後で、サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用関係に変更がないよう手当がなされております。

また、改正省令施行の際、現に特定施設である適合高齢者専用賃貸住宅については、経過措置として、平成24年3月31日までの間はこれまでどおりの取り扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について  
(平 23. 10. 20 老発 1020 第 2 号 厚生労働省老健局長 通知)
- ・ 官報 (平 23. 10. 20 第 5663 号)

以上

老発1020第2号  
平成23年10月20日

各 

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う  
厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(平成23年厚生労働省告示第412号)については、本日公布され、施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容については下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）において、高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設され、これまでの高齢者専用賃貸住宅等の登録制度は廃止されたところである。

これに伴い、厚生労働省関係の省令及び告示における関係規定について、所要の措置を行う。

### 第2 改正の概要

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令関係

#### (1) サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用等（第1条関係）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅（以下、「サービス付き高齢者向け住宅」という。）のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第 19 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護それぞれに係る基準に相当する基準に適合すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項の有料老人ホームの定義に含めるよう、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令 28 号）第 20 条の 4 を改正する。

当該改正は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号において、有料老人ホームの定義に該当するサービス付き高齢者向け住宅であって特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに入居する法第 9 条の被保険者については、住所地特例の適用があるとされていることに伴い、新介護保険法の施行前後で、サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用関係に変更がないよう手当を行うものである。

#### (2) 適合高齢者専用賃貸住宅の廃止及び関係規定の整理（第2条から第5条関係）

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅を廃止するとともに、以下の関係規定の整理を行う。

- ・ 介護保険法施行規則第 15 条第 3 号、第 64 条第 2 号及び第 3 号、第 65 条の 4 第 3 号及び第 4 号、第 140 条の 44 第 1 号ヲ（第 2 条関係）
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 180 条（第 3 条関係）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 115 条（第 4 条関係）
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 236 条第 1 項（第 5 条関係）

## 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示関係

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）第 3 条第 6 号に規定する高齢者専用賃貸住宅について、以下の関係規定の整理を行う。（第 1 から第 5 関係）

- ・ 介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 264 号）（第 1 関係）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表 5 のロの注 1（第 2 関係）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）別表 5 のロの注 1（第 3 関係）
- ・ 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成 20 年厚生労働省告示第 149 号）第 1 の二の 3 の(2)の③（第 4 関係）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成 20 年厚生労働省告示 178 号）第 9 号（第 5 関係）

## 三 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現に老人福祉法施行規則第 20 条の 4 に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している賃貸住宅に係る一(1)の適用については、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることとする。（改正省令附則第 2 条関係）
- (2) 改正省令の施行の際現に介護保険法施行規則第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅に係る一(2)及び二の適用については、平成 24

年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。(改正省令附則第3条から附則第6条関係)

### 第3 留意事項

- (1) 改正省令の施行後における住所地特例の適用関係については、別表のとおりであるので、十分留意されたい。
- (2) 第2の一の(1)における、老人福祉法施行規則第20条の4の改正は、新介護保険法施行までの措置であり、新介護保険法の施行の際には、当該規定は削除されることとなるので、十分留意されたい。

### 第4 施行期日

平成23年10月20日

(別表)

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における住所地特例の整理について

1. 有料老人ホームの適用除外となる高齢者専用賃貸住宅の住所地特例に関する整理

従前	サービス付き高齢者向け住宅の登録時期	従前の住所地特例	住まい法施行時(平成23年10月20日)~平成24年3月31日までの間の住所地特例	介護保険法施行時の住所地特例	平成24年4月1日以降に登録した時点の住所地特例
特定施設入居者生活介護の指定を受けた適合高齢者専用賃貸住宅	H24.3.31までに登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
	H24.4.1以降に登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	あり(有料)
	登録しない・できない	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない適合高齢者専用賃貸住宅	H24.3.31までに登録	あり	あり(経過)	なし(サ付住宅)	—
	H24.4.1以降に登録	あり	あり(経過)	あり(有料)	なし(サ付住宅)
	登録しない・できない	あり	あり(経過)	あり(有料)	—
基準該当高齢者専用賃貸住宅(届出なし)	H24.3.31までに登録	なし	なし(経過)	なし(サ付住宅)	—
	H24.4.1以降に登録	なし	なし(経過)	あり(有料)	なし(サ付住宅)
	登録しない・できない	なし	なし(経過)	あり(有料)	—

※老人福祉法施行規則第20条の4を削除予定  
 老人福祉法施行規則第20条の4の改正(第1条関係)  
 適合高専賃に係る経過措置(附則第2条から第6条関係)

2. 平成23年10月20日から平成24年3月31日までの間に、新築で、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う賃貸住宅の住所地特例に関する整理

登録時の形態	サービス付き高齢者向け住宅の登録時期	従前の住所地特例	住まい法施行時(平成23年10月20日)~平成24年3月31日までの間に登録を受けた時点の住所地特例	介護保険法施行時の住所地特例	平成24年4月1日以降に登録した時点の住所地特例
特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅	H24.3.31までに登録	/	あり(有料)	あり(有料)	—
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅	H24.3.31までに登録	/	なし(サ付住宅)	なし(サ付住宅)	—

※表中、「有料」とは「有料老人ホーム」を、「サ付住宅」とは「サービス付き高齢者向け住宅」を表す。  
 ※平成24年4月1日以降の住所地特例については、平成24年4月1日以降にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けるものは、当該登録を受けた時点の住所地特例の適用関係が、平成24年3月31日までに登録を受けるものは、介護保険法施行時の適用関係がそれぞれ継続する。









○文化庁告示第五十八号
著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百二十五号)第一條第一項第二号に基づき...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

○厚生労働省告示第四百一十二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行に伴い...

第五 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金の額の算定等に関する省令(昭和十七年政令第七号)に基づき...

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

○農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号
農林水産省告示第二千五百五十五号

「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。
附則
この告示の施行前に貸し付けられた資金について...

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び種類
次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号

○農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号
農林水産省告示第二千五百五十八号